

猪苗代町遠方出産助成事業について

住所地（里帰り出産をする場合は、里帰り先の居住地）から、最も近い妊婦健診・分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦の方の、妊婦健診時の交通費、分娩時の交通費と宿泊費（同行者分含む）を支援します。

1. 助成の対象となる方

住所地（里帰り出産をする場合は、里帰り先の居住地）から最も近い妊婦健診・分娩取扱施設等*まで概ね60分以上の移動時間（最短経路が40km以上）を要する妊婦の方 及びその妊婦の方の支援のために同じ宿泊施設に宿泊する同行者の方

※医学的な理由等により、受け入れ可能な周産期母子医療センター等で妊婦健診受診や分娩をする必要がある妊婦の方については、周産期母子医療センター

2. 助成内容・助成額

下記の金額を、償還払い*により助成します。

※償還払いとは、一時的に自己負担をしていただき、後で町に申請することで助成額を戻す方法

妊婦健診時の交通費（令和7年10月1日以降の妊婦健診が対象です）

- ・鉄道、船等で移動した場合 実費額×0.8
- ・自家用車で移動した場合 1km当たり40円×0.8

※タクシーによる移動は助成の対象外です。

※上限は14回（妊娠後期に遠方の分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する場合は7回）です。

分娩時の交通費

- ・タクシー、鉄道、船等で移動した場合 実費額×0.8
- ・自家用車で移動した場合 1km当たり40円×0.8

分娩時の宿泊費

（1泊当たり実費額－2,000円）× 宿泊数

※出産時の入院の前日までの連続する最大14泊分が対象となります。

※1泊の上限額は11,000円となります。



（裏面につづきます）

3. 請求方法

【請求に必要なもの】

- ①猪苗代町遠方出産助成申請書
- ②出産日及び分娩した施設並びに妊婦健診受診日及び産科医療機関等が確認できる書類
(母子健康手帳等)
- ③タクシー、鉄道、船及び航空機の利用に係る交通費については、利用日及び実費額が確認できる領収書
- ④宿泊費については、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日及び宿泊費の実費額が確認できる領収書
- ⑤振込先の金融機関口座が確認できる書類(通帳など)の写し

【請求期限】

出産日から1年

【助成金の支払い】

請求があった日から30日以内に振込先金融機関の口座へ助成金をお支払いします。